

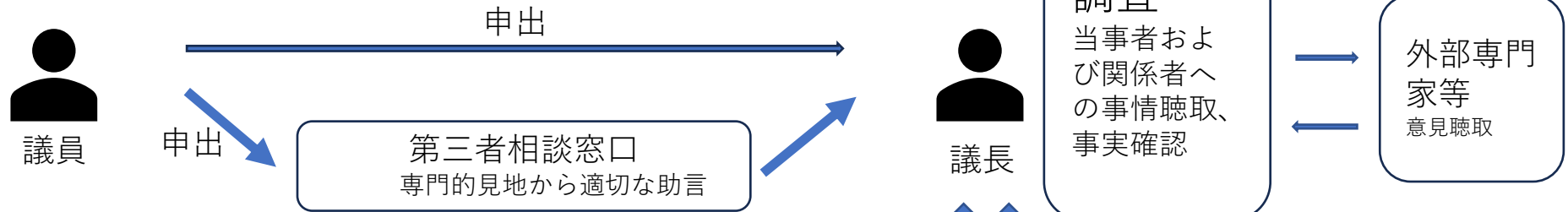
福井県議会におけるハラスメント防止等に関する条例の概要

項目	条文の内容
理念（前文）	議員は県民の厳粛な信託にこたえ、清潔で民主的な県政の発展に資する責務を負っている。ハラスメントに関する知識を深め、ハラスメントを防止し、安全かつ良好な職務の環境を確立する。
目的	議員によるハラスメント防止のための措置、ハラスメント事案発生時の適切な対応を規定し、ハラスメントの発生しない環境を作り、安全かつ良好な職務の環境を確立する。
適用範囲	○議員間のハラスメント ○議員から職員へのハラスメント
定義	○職員…一般職および特別職 ○管理監督者…管理監督職にある職員（職員の直属の上司等） ○ハラスメント…議員による議会活動および議員活動に付随する以下に定める行為総称 1 セクシャルハラスメント 2 パワーハラスメント 3 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（次ページへ）

項目	条文の内容
定義	4 その他、誹謗、中傷、風評等
ハラスメントの禁止	議員は、高い倫理的義務を自覚し、自らの言動を厳しく律し、他の議員および職員に対しハラスメントをしてはならない。
議員の責務	他者のハラスメント行為を把握した時は、厳に慎むべき旨を指摘する等、率先してハラスメント根絶に取り組む。
議長の責務	○ハラスメント防止のための必要な措置、また、ハラスメント事案が発生した場合に必要な措置を適切に講じる。 ○副議長は、議長を補佐する。
申出手続	次頁参照
対応措置	次頁参照
関係者の義務	プライバシーの保護および秘密の保持、不利益取扱の禁止
再発防止措置	議長は、ハラスメント防止についての周知の再徹底、事案発生の原因分析等の適切な措置を講じる。
調査	議長は、ハラスメントの実態把握のためのアンケート等の調査を随時行う。
研修	議長は、議員に対し必要な研修等を実施する。

申出手続・対応措置

○議員間のハラスメントの場合



○議員から職員へのハラスメントの場合

